

クリエイター活躍促進事業業務委託仕様書

1. 委託業務名 クリエイター活躍促進事業業務委託

2. 事業目的

くりやま若者シティプロモーション戦略プランを策定する経過のなかで、町民が栗山町を語るうえで強みとして感じている、歴史・自然・産業・人には「創る・築く」という共通点があることが見えてきました。栗山町にしかない物語を過去から未来へつなげるメッセージとして、そして町内には若者層が希望する仕事が少ないという弱みを、強みに転化させる合言葉として「くりにイトするまち栗山町」を表現しました。

この合言葉を中心とし、町内外のくりやまファンの皆さんと共に創り上げるまちづくりを「くりにイト」と表記し、クリエイティブで共創的なまちという地域ブランドイメージの定着を図ることを目指していきます。

本事業は戦略プランに基づく第1フェーズとして、栗山町のために関わりたいという関係人口の増加を目指し、愛着の醸成、認知度向上を図るとともに、デザインやクリエイティブの要素を取り入れ、クリエイターの町内での活躍の場を創出し、町民との交流を促進することにより、若者が回遊する賑わいのあるまちづくりを推進していくものです。

3. 業務概要

(1) 「くりにイトするまち栗山町」PR動画絵コンテ事業

愛着の醸成及び認知度向上を図るため、「くりにイトするまち栗山町」のPR動画制作に向けた絵コンテを作成し、今後動画化する作品を決定する。

【業務内容】

ア. 「くりにイトするまち栗山町」をPRする30秒のCMの絵コンテを作成する。

①絵コンテの作成は、町民や町にゆかりのある方からアイデアを募ること。

また、実施の告知としてチラシを作成すること。チラシはA4サイズ（両面刷り、表面カラー、裏面単色）とし、8,000枚とする。

ホームページ掲載用として、チラシの電子データを作成すること。

②絵コンテは、動画投稿サイトでも公開できるよう編集、アフレコを入れたものを
3作品以上作成し、電子データで納品すること。

イ. 作成した絵コンテから今後動画化する作品を1作品決定すること。

(2)「くリエイトするまち栗山町」のノベルティ及びスタッフジャンパーの作成

「くリエイトするまち栗山町」の取り組みを広く知ってもらうため、町民や栗山町に訪れた町外の方、移住を検討している方、その他一般の方に対し、イベント等の場を通じて配布する、ロゴを活用したノベルティのデザイン及び作成とイベント出展等で活用するスタッフジャンパーのデザイン及び作成をする。

なお、ロゴについては「くリエイトするまち栗山町」のロゴを使用すること。

【業務内容】

ア. ノベルティについては、下記の3項目すべてを作成すること。

①より多く配布できるものとして、受け取りやすく、目に付きやすいもの

種類：2種類以上 数量：5,000～10,000

②栗山町の芸術家や家具職人などとコラボレーションしたもの

種類：1種類以上 数量：100～300

③一定期間使用できるもので、デザイン性が高いものや面白グッズとして話題性があるもの

種類：1種類以上 数量：500～1000

イ. イベント等で着用するスタッフ用ジャンパーを作成する。

①スタッフジャンパー 10着

(3) クリエイターやアーティストとの創作イベント事業

栗山町に興味・関心を持ってもらい、交流人口の拡大を図るとともに、栗山町をもっと盛り上げたいという思いを引き起こすため、若者が回遊する賑わいのあるまちづくりとして、町内外から広く集客でき、クリエイターやアーティストと一緒に一から何かを創り上げたり、クリエイターの技術を活用した体験イベント等を開催する。

【業務内容】

ア. クリエイターやアーティスト等と一緒に、ものづくりやアート等の参加型体験イベントの企画・運営を行う。

- ①開催回数は1回とする。
- ②参加者数は100人程度とすること。
- ③参加料は無料とする。
- ④開催告知としてチラシを作成すること。チラシはA4サイズ（両面刷り、表面カラー、裏面単色）とし、8,000枚とする。
- ⑤ホームページ掲載用として、チラシの電子データを作成すること。
- ⑥参加者に対しアンケート調査を行うなど効果や課題を検証し、報告書として提出すること。

＜参考例＞

・壁画アートやトリックアート、フラワーカーペット、花で空間をデザイン、モニュメントづくり、デジタル技術を活用した音楽・スポーツ・アートイベント、レゴブロックでまちづくり、などの参加型体験イベント

（４）クリエイター出店モニター誘致事業

町の賑わい創出や交流人口拡大を図るため、若者が回遊する賑わいのあるまちづくりとして、既に札幌市等で事業展開をしているクリエイターを商店街の空き店舗に一定期間誘致し、対面販売を実施するとともに、クリエイター定着に向けた事業展開の検証を行う。

なお、使用する空き店舗に係る維持管理費は町の負担とする。

【業務内容】

ア．栗山町が用意した空き店舗にクリエイターを誘致し、一定期間（1ヵ月程度）その店舗で対面販売を実施する。

※使用する空き店舗の場所、間取り等は別記1を参照のこと。

- ①クリエイターについては、ものづくりを中心とした方で、雑貨、食器、アクセサリ、アパレルなどの販売をしている方などを誘致すること。
- ②一人1ヵ月程度、計3名を誘致し、8月～11月の間で実施すること。
- ③クリエイター誘致にかかる費用が発生する場合は受託者が負担するものとする。
- ④出店告知としてチラシを作成すること。チラシはA4サイズ（両面カラー）とし、8,000枚とする。
- ⑤ホームページ掲載用として、チラシの電子データを作成すること。

⑥クリエイターに対しアンケート調査を行うなど、効果や課題を検証し、報告書として提出すること。

4. 業務における留意事項

- (1) 工程については、双方協議の上、受託者は契約後すみやかに工程表を提出すること。
業務の進捗状況などについては、適宜報告し、必要に応じて打合せ等を行い、報告書等を提出すること。また、打合せを実施した際には、打合せ記録を提出すること。
- (2) 受託者は、本業務に関して中間報告や打合せ等について連絡があった場合、直ちに
対応するものとする。また、本業務を遂行するにあたり、関係機関との調整を図ると
ともに、経験と専門知識を有する実務者を必要に応じて参加させ、業務を円滑に進め
るものとする。
- (3) 本仕様書に定める業務にかかる消耗品や運営に関する経費は、すべて契約代金に含
まれるものとする。

5. 成果品の利用及び著作権

- (1) 成果品及び成果品作成のために撮影した映像素材の著作権については、すべて栗山
町に帰属する。
- (2) 栗山町は、本業務の成果品の改変を行うことができるものとし、受託者は、本業務
の成果品に関する著作権人格権を行使しないものとする。
- (3) 受託者は、成果品が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果品
に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任を負うものとする。

6. 履行期間

契約締結日から平成30年3月31日まで

7. 履行場所

栗山町長が指定する場所（栗山町全域及び任意の町外各所）

8. 再委託の制限

受託者は、本業務の全部または一部を第三者に委託し、または請負わせることはできない。ただし、一部でかつ、主要な部分を除き、あらかじめ書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

9. 秘密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、または第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、改ざん、滅失及び棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

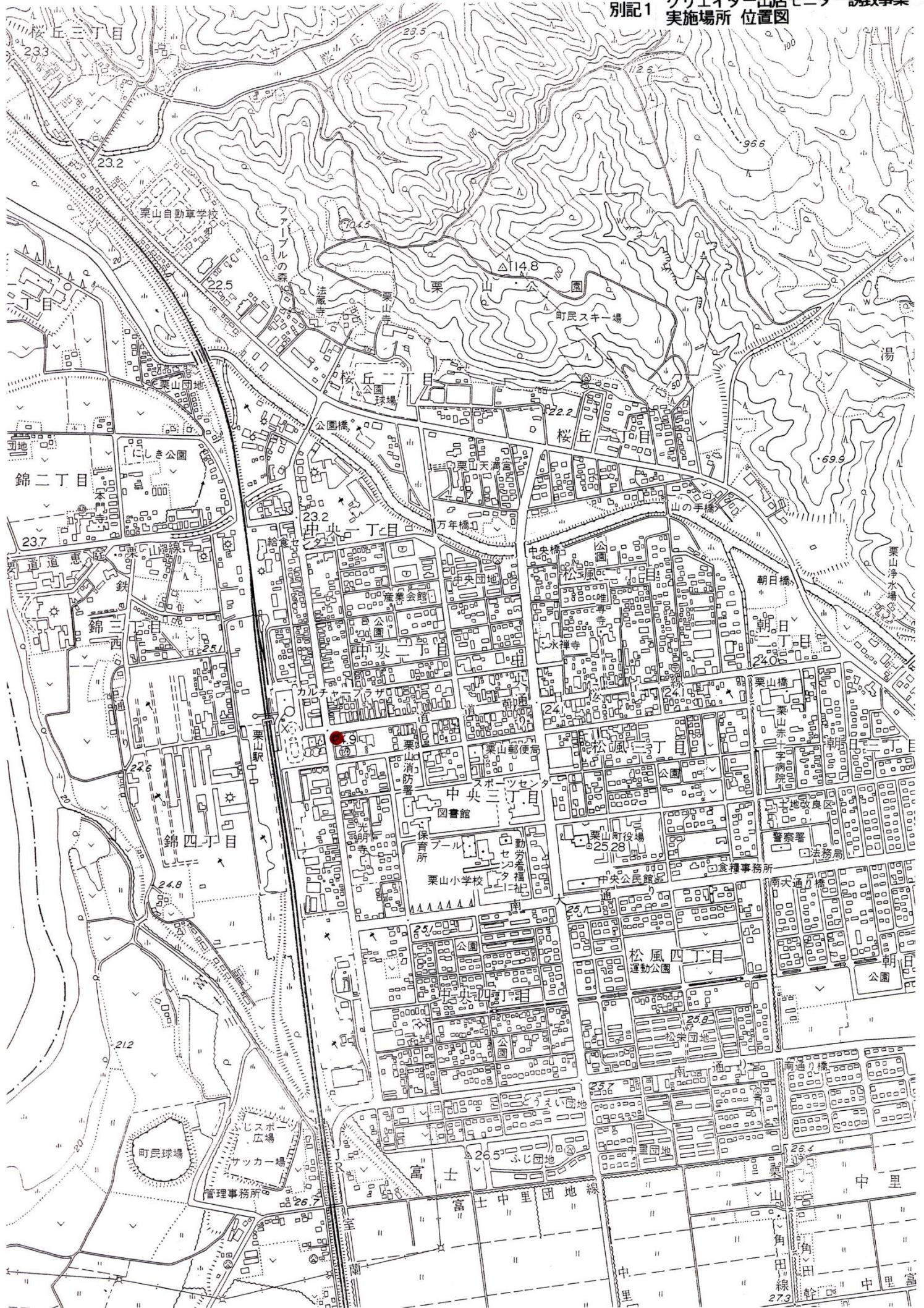
10. 個人情報の保護

本業務を処理するための個人情報の取り扱いについては、栗山町個人情報保護条例（平成 8 年条例第 10 号）並びに同条例施行規則（平成 17 年規則第 29 号）を遵守するとともに、別記 2「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

11. その他

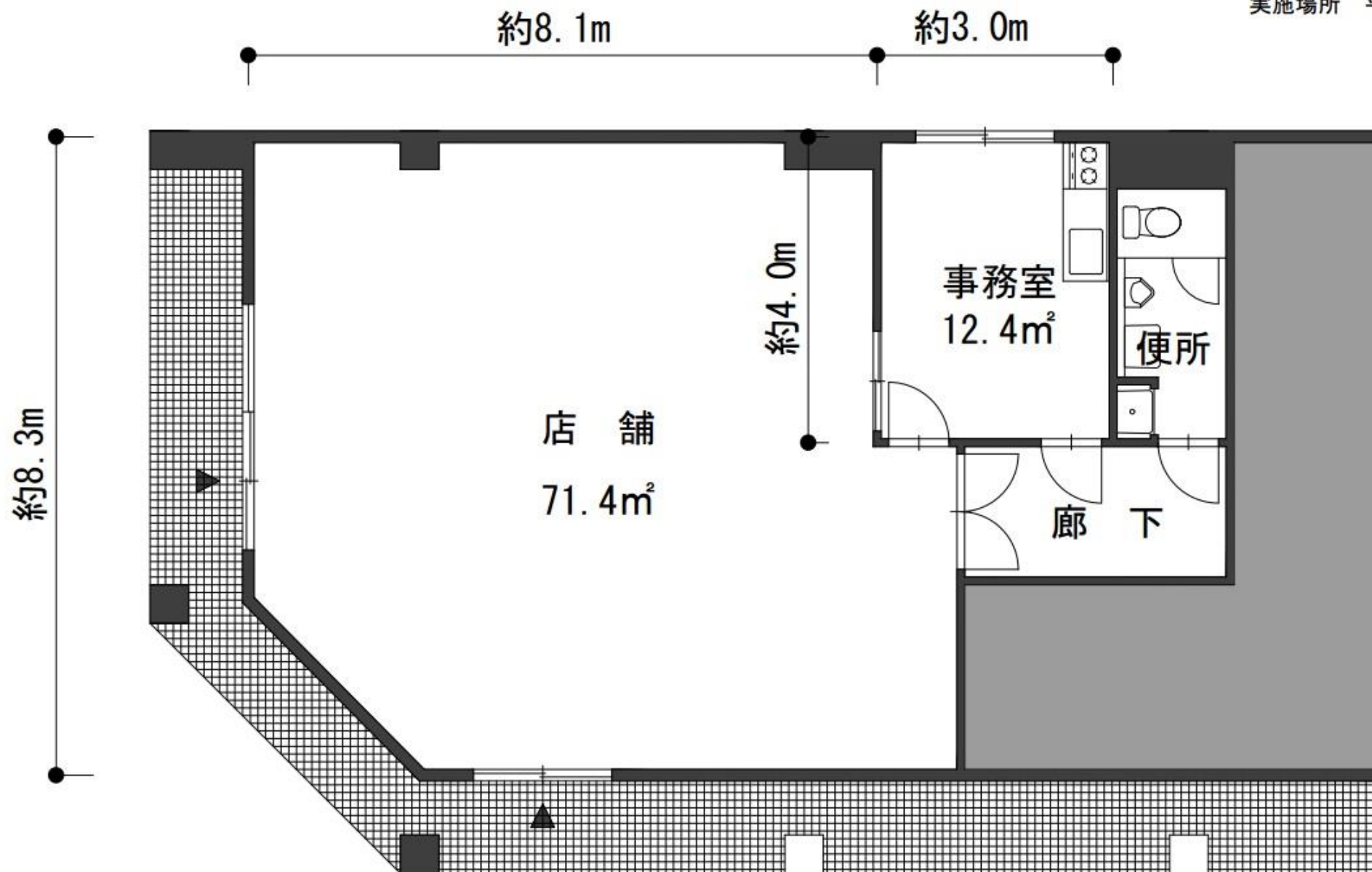
- （１）受託者における各担当は、技術・経験とも豊かであり、シティプロモーションに関わる業務に精通していること。
- （２）本業務の目的を達成するため、双方が随時連携を取り合い、作業の進捗状況の確認、調整を行う。
- （３）この仕様書に定めるもののほか、業務内容及び処理について疑義があるときは、双方協議の上決定するものとする。

別記1 クリエイター出店モニター誘致事業
実施場所 位置図



別記1 クリエイター出店モニター誘致事業
実施場所 位置図





個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受託者（以下「乙」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、乙が行う業務（以下「委託業務」という。）の事務を処理するにあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、委託業務の事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。契約終了後もまた同様とする。

(従事者への周知)

第3 乙は、委託業務の事務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても委託業務の事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならないこと等、その他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(収集の制限)

第4 乙は、委託業務の事務を処理するために個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、当該事務を処理するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外使用及び提供の禁止)

第5 乙は、栗山町（以下「甲」という。）の指示または承諾があるときを除き、委託業務の事務に係る個人情報を当該事務の処理以外の目的に使用し、または第三者に提供してはならない。

(適正な管理)

第6 乙は、委託業務の事務に係る個人情報の漏洩、改ざん、滅失及び棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(複写等の禁止)

第7 乙は、甲の指示または承諾があるときを除き、委託業務の事務を処理するために、甲から引き渡しを受けた個人情報が記録された資料等を複写、または複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、甲の承諾があるときを除き、委託業務による個人情報の処理は自ら行うもの

とし、第三者にその処理を委託してはならない。

(資料等の返還等)

第9 乙は、委託業務の事務を処理するために甲から引き渡しを受け、または乙が収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を、委託業務が終了し、または解除された後直ちに甲に返還し、または引き渡さなければならない。ただし、廃棄または消去について甲が別に指示したときは、当該指示した方法により処分するものとする。

(事故報告義務)

第10 乙は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じるおそれがあることを知ったときは、すみやかに甲に報告し、その指示に従わなければならない。委託業務が終了し、または解除された後もまた同様とする。

(取扱要領等の作成)

第11 乙は、委託業務による個人情報を適正に管理するための要領等を作成し、甲から要求があった場合は、すみやかに報告しなければならない。

(契約の解除及び損害賠償)

第12 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。